

京都市廃棄物減量等推進審議会 第5回京都市事業系ごみ減量対策検討部会
摘 録

【日 時】平成20年1月30（水） 午後2時～午後3時50分
【場 所】保養所きよみず 大会議室
【出席委員】高月部会長，佐伯委員，浅井委員，伊藤委員，小坂委員，
郡嶋委員，宮川委員，酒井委員，新川委員，松本委員，
【欠席委員】奥原委員

I 開会

高月部会長あいさつ

これまで持ち込みごみについて議論を重ねてきた。それを「中間まとめ」として，昨年末に審議会本会へ提出した。その後，特段の修正意見は発生していないので，中間まとめとしてそのまま進めていきたい。

今回より，諮問事項2つ目「排出事業者のごみ減量に向けた効果的なインセンティブのあり方」の審議に入る。活発なご議論を賜りたい。

事務局より

「中間まとめ」については各委員に配布すると共に，市のHPで広く公開する。

今回から「排出事業者のごみ減量に向けた効果的なインセンティブのあり方」について審議をいただく。排出事業者，許可業者，市民，行政が果たすべき役割について，各立場から幅広く議論していただきたい。

II 議事

1 「排出事業者のごみ減量に向けた効果的なインセンティブのあり方」について

事務局より資料1：今後の部会進行について，資料6：今後のスケジュール（案），資料3：排出事業者アンケートに基づき説明

（高月部会長）

アンケート結果について，質問・意見などは？

(新川委員)

調査結果には排出事業者の意識の低さが表れていると思う。京都市内には約8万軒の事業所があるが、我々許可業者とごみ収集を契約しているのは2万3千軒しかない。今の説明は、ごみ処理料金徴収のあり方の検討に対しては良いと思うが、今我々が抱えている課題とは少しずれている。すなわち、今年4月から市の受入料金が上がるため、現在、我々は排出事業者に対して説明に回っている。しかし、我々だけが一生懸命やっても限界がある。やはり行政と我々が連携して排出事業者の啓発をしていくべきである。大きな事業所は理解している。アンケートの「29人以下」という事業所が問題。特に、従業員数1から2人の小規模・零細事業所にどう対応するのかに答えられていないと思う。できることからやっていくのが部会の役割だと思う。

(高月部会長)

ご意見の通りと思う。ここでは幅広く議論していきたい。持ち込み料金の関係だけではなく、小規模・零細事業所への対策や行政が果たすべき役割など様々な観点からご意見を賜りたい。

今回のアンケートの中で、小規模・零細事業所は、ごみ料金のこと自身あまり考えていないということが明らかになっている。そういう実態に対して、どうやって適切な収集処理体制を築いていくのか、大きな課題と言える。

(新川委員)

現在、我々は排出事業者に対して受入料金の値上げの説明に回っており、排出事業者もこのアンケート実施時に比べ意識は変わってきていると思う。それでも、排出事業者の意識は低い。行政がもっと普及啓発に力を入れて欲しい。

(宮川委員)

神戸市では事業系ごみに有料指定袋制を導入している。焼却するごみを減らすという観点からの取り組みで、指定袋の価格は高い。90リットル袋1枚で169円ほどする。これまでは、ダンボールの小箱は焼却ごみにしていたが、リサイクルするようになった。手間はかかるが、ごみ袋を使う枚数を減らすようにしている。そうやってコストダウンせざるを得ない状況ができている。導入されて1年経つが、パートさんも含めた従業員が自然に分別するようになった。分別は手間がかかるため、敢えてそれに取り組むためのインセンティブが必要と感じる。従業員が取り組む目標にもなる。

(松本委員)

小規模事業所の排出ごみの減量については、よく検討する必要がある。びん・缶・ペットボトルやプラスチック製容器包装については市に渡すようにしたほうがいいのではないかと。困っているのは生ごみである。

許可業者の料金については、毎日収集に来ていただいております。適正な料金と思う。

(伊藤委員)

景気がよくなるとごみが増える。景気上昇によりごみが増える分を抑制するのか、それまで出ていたごみを今以上に減らすのか？ また、ごみ全体を減らすのか、焼却するごみを減らすことに焦点を当てて取り組みを進めるのか？ これらの観点をまず明確にして欲しい。

京都市は平成19年度、2千万円の予算で生ごみ処理機購入補助を行っている。しかし、堆肥の用途先が明確になっていないのではないかと。行政が社会基盤整備の方向性を明確に示していただかないと、我々としても突っ込んだ議論をしにくいと感じている。

ごみを分別して排出した時に、許可業者はそれらをトータルとして引き取ってくれるのか、その上で料金設定されるのか？それとも紙は古紙回収業者に回す等、引き取り先の業者を分けていくのか？我々としてはそれに一番関心がある。

以上の2点が明確になっていないと、中途半端な結論に終わりかねないと思われる。

(高月部会長)

私の私見ではあるが、焼却するごみを減らすことだけが部会の審議の目的ではない。大命題は資源を無駄に使わないこと。その1つの帰結として焼却するごみを減らすことにもなる。そういう姿勢でご議論いただきたい。

分別後の収集ルートについて。大規模事業所などではすでに資源化ルートを独自に形成していると思う。具体的にどのようなルートがあるのか、次回以降で精査していきたい。ただ、生ごみについては難しい面があり、時間をかけて審議していきたい。

(新川委員)

排出事業者の分別排出に関しては、まず我々許可業者に分別排出を投げかけて欲しい。我々とは別に「ルート回収はこういうところがある」と紹介し、そういうルートにごみがかんどんん流れていけば、我々の経営が成り立たなく

なってくる。まず我々に「分別排出したいが対応できるか」と持ちかけて欲しい。組合として対応していく所存である。

（事務局）

資料3 p12, 京都市から許可業者へ行ったアンケート結果であるが、図4-1にあるように、ダンボール、びん・缶・ペットボトルなどをはじめ多くの品目で排出事業者へ分別排出を働きかけておられる。実際の分別排出の際にはどのような対応をしているのかについては表4-3にまとめられている。品目によって多少異なるが、70～92%が「自社車両でリサイクル施設へ搬入」と回答されている。つまり、ほとんどの分別品目について現在の許可業者で対応可能といえる。

（高月部会長）

ただ、収集車両を1台持ちの許可業者になると、分別収集に対応するのはかなり厳しい状況が出てくると思われる。その点は留意していただきたい。

（郡嶋委員）

排出事業者へのアンケートは、「29人以下」「30人～299人以下」「300人以上」と規模別に集計されている。参考までにお聞かせ願いたい。「29人以下」の事業所が排出するごみ量は、事業系ごみ全体の何%程度を占めているのか？もし、占めている割合が低いのであれば、対策の優先度を低くしてもよいと思われる。

（高月部会長）

調査結果によると、「29人以下」の事業所が排出する事業系ごみ量は、全体ごみ量約35万トンの約60%を占めており、かなりのウエイトである。

（浅井委員）

小規模事業所でもKESを取得しているところがあり、その事例を未取得事業所へ配布したらどうか。そういうことも重要ではないか。

（高月部会長）

KESを取得している事業者の取組の紹介もインセンティブの1つになると思われる。

（松本委員）

景気によってごみ量は大きく変わる。多いときは 45 リットル袋で 20kg ほどの重さのごみ袋を出していた。アンケート結果を見ていると、自動販売機で買った飲料容器はメーカーへ返却するという回答が多い。ところで、商店連盟では買い物袋を 2,500 枚ほど作成し、それを消費者に 2 月頃に無料で配る試みを予定している。市街地中心の商店街のお客さんは日常的にそこで買い物をする人が少ないため、周辺の住宅地域の商店街のうち希望するところに配布しようと考えている。それにより集客力向上とレジ袋削減を進めたい。今後も、商店街でお金を出してでも続けたいというところを中心に続けていきたい。

事業系一般廃棄物は、産業廃棄物のように同じ品目が大量に出ることはほとんどない。我々が KES を認証取得してわかったのは、ごみの中で最も多いのはダンボールであること、ダンボールを分別するだけで 10～20%のごみ減量の実現できることである。我々のこの経験が事業系ごみ減量対策の参考になればありがたい。

（高月部会長）

アンケート結果にも表れているように、事業系ごみが家庭ごみとして収集されている実態がある。行政の収集現場で何か対応されていることは？

（事務局）

家庭ごみ有料指定袋導入以降は、まず「黄色い袋に入っていたら収集する」ように、現場に指導している。指定袋を使っていれば、家庭ごみか事業系ごみかを見分けるのは難しい現状である。ただ、店舗付住宅ではなく明らかに店舗のみの前に出されている場合や、同じようなビンばかり入っている場合など、事業系ごみと明白な場合は最近取り残すようにしている。ただ、店の前でなく、ステーションに排出された場合は事業系ごみとの特定が困難である。

（高月部会長）

行政の指導が非常に重要になると思われる。

（郡島委員）

資料 p 15、表 4－5 について。従業者数・車両数について 1 業者当たりの平均が記載されている。しかし、平均では実態がわかりにくい。平均で 1.8 台の車両保有となっているが、実際に持っているのは大手業者ばかりで大半の業者は保有していないのかも知れない。ここは平均ではなく分布図などで

示し、より実態がわかるようにしていただきたい。

（事務局）

次回の部会にて、規模別排出量や収集車の保有台数等について実態がわかるデータを提供したい。

（酒井委員）

今回のアンケート結果では意識面については把握できた。ただ、逆に実態が見えにくくなっている側面もある。また、従業員規模だけでなく業種による性格で類型化していかないと減量対策が見えてこないと思う。ここ10年間の排出量増加率を見ると、事務所、サービス業、マンション・アパートが非常に大きい。ただ、それぞれ性格が違うためインセンティブ内容も異なってくる。また生ごみについては飲食店の実態をどう見るか、食品リサイクル法の観点からどう見るかがポイントになってくる。業種ごとの実態把握を行い、減量へのシナリオを作成していくように考えたほうがよい。

（高月部会長）

ご指摘の通りと思う。業種別にきめ細かい対策を考えることが重要といえる。

（郡嶋委員）

資料3p17を見ると、病院の契約数が約10年で3倍に増えている。その要因の1つとは医療廃棄物の規制強化があると思われるが、事業所数そのものも増えているのか？今回のデータだけでは分からないので、そうしたトレンドの実態が見えない。実態が見えるデータ提示をお願いしたい。

業種別に契約件数割合を見ていく必要もあると思われる。

（小坂委員）

病院数はそれほど変わっていないと思うが、高齢者ケアセンターは増加している。

（新川委員）

家庭ごみが有料指定袋になった時、契約数が増えた。京都市は小さな町医者が多い。それまで家庭ごみに出していたケースもあるかと思われる。家庭ごみ有料化を機に、我々と契約するようになったのではないか。京都市は全体的に中小零細事業者が多い。店舗付住宅への対策も重要と思う。

（伊藤委員）

我々は小さい事業者が多い。松本委員の商店連盟（１万２千社）と、我々１万５千社で、１／３程度は会員が重なっている。１０人以下の規模がほとんどを占める。会員のうち、食品関係の事業者は生ごみが発生するため、ほとんど許可業者と契約している。p12に「排出事業者へ分別排出を働きかけている品目」という棒グラフがあるが、これは答申に掲載されるのか？

（事務局）

何か問題があるのか？無ければ出していきたいと考えている。

（伊藤委員）

分別排出を働きかけている品目として、段ボール、缶類、ペットボトル、びん類…と並んでいるが、では一体、誰が収集してくれるのか？もし、許可業者が収集体制を整備するというのなら、許可業者と行政との間で体制整備について進めていただかなくてはならない。かつ、収集後はどこで処理するのか？分別排出後の収集・処理について明確に示して欲しい。それがないと我々も対応しかねる。このグラフだけ掲載されると、排出事業者はなぜ分別しないのだという目で見られる。

（高月部会長）

この問題はすぐに回答が出るものではない。必要な調査を行い、慎重に議論した上で、関係者が納得のいく結論を導いていきたい。せっかく分別したのに行き先がないということでは困る。廃木材は従来ほとんど焼却されていたが、最近リサイクルへ流れるようになってきた。こうした実態も踏まえていきたい。大規模事業所では多くの品目をリサイクルルートへ載せている。中小事業者もそのルートを活用する道があるのか等、必要な調査も行いたい。

（浅井委員）

工業会では環境委員会を開き、ごみ減量についても話し合っている。大手事業所においても、分別したものがごちゃごちゃになって持って行かれてしまうというケースがある。大手事業所の場合、信頼できる収集業者であれば適正価格を支払うことに抵抗はない。新川委員を初めとする許可業者には、事業系ごみ分別排出を新しいマーケットと考えていただき、分別したものをうまく収集できるシステムを作って欲しい。排出事業者側も大いに助かる。ぜひ、新たなビジネスチャンスととらえて、収集システムをつくっていただ

きたい。

（松本委員）

資料3 p17,「市内事業所の業種別業者収集ごみの契約状況」のところで、「小売市場・商店街」は平成8年度で75件と少ない数になっている。京都市内には商店街だけで90ある。契約数が75にとどまることはないはずだ。「小売市場・商店街」はどういう基準でカウントしているのか？

（高月部会長）

平成19年度では208件になっている。

（松本委員）

それでも全体から見ると数は少ない。

（事務局）

このデータは、許可業者に許可更新時に出していただいている契約先名簿に基づいて作成している。名簿に載っていない事業所はカウントできない。平成19年度では、「小売市場・商店街」と判断される契約が208件あったということである。許可業者には84業者があるが、すべての業者が業種をきっちり区分して記載しているわけではない。他の業種に振り分けられているケースもあるかも知れない。あくまで許可業者の名簿に基づくデータであり、「小売市場・商店街」にカウントされていないケースもありうる。

（松本委員）

非常に少ない数なので誤解を受けるのではないかと感じた。

（新川委員）

商店街としての契約と各店舗ごとの契約と2種類ある。後者の契約では「小売市場・商店街」にカウントされない。

（松本委員）

ただ、商店街はきちんと契約していないところが多い、家庭ごみに出しているところが多いと見られたら困る。

（新川委員）

それは契約の形態によってカウントされないことがあることを説明すれば

よい。

（高月部会長）

今のご議論はテナントビルにも該当する。ビルとして一括して契約しているケース、個々の店舗ごとに契約しているケースがある。ビルのオーナーにごみを適切に排出するようと言っても、個々の店舗が従わないとうまくいかない。きめ細かな対策を考えていく上で、こうした実態を踏まえていく必要がある。

（松本委員）

「小売市場・商店街」にカウントされているのは、商店街の事務局との契約か？

（事務局）

許可業者の契約先名簿に「・・・・・商店街」と記載されている場合にカウントされる。

（高月部会長）

契約件数としては２万数千件上がっている。

（新川委員）

カウントの仕方はテナントビルや市場など複数テナントあっても一件で契約している。

（松本委員）

今度、市の処理手数料の値上げがあるが、便乗値上げはしないで欲しい。これまでの料金でいければ、やっていって欲しい。

（新川委員）

便乗値上げではなく、京都市が４月から処理手数料を上げるものである。減免は本来、収集業者になされているものであるが、実質的には、排出事業者になされていることから、審議会での議論を経て見直しされたものである。

（佐伯委員）

先ほどからの議論を聞きていて、アンケートの回収率が低い中で議論が進められているところが気になっている。零細事業者が家庭ごみ用の黄色い袋

に入れて出すケースはあると実感している。私の家近くの集積場所はカラス防止用のネットをかぶせている。ネットの下に置いてしまえば、黄色い袋に入っただけであれば家庭ごみか事業系ごみかは区別がつかない。回答が少ない中で許可業者へ委託している事業所が63%というのは、どうなのかと思う。市民としては、家庭ごみに紛れる事業系ごみをなんとかして欲しい気持ちがする。

(高月部会長)

家庭ごみが有料化すると事業系ごみへ流れるのではないかという予測があったが、実態はどうか？

(事務局)

このアンケートは昨年8～9月にかけて実施した。市内事業所8万件のうち、事業規模によりアンケート票を送付するサンプル数を変えた。

規模	事業所数	サンプル数
「29 人以下」	77,000 件	2%：1,600 件
「30 人～299 人」	3,200 件	50%：1,600 件
「300 人以上」	140 件	100%：140 件

回収数は 1,300 件、回答率は 41%で低い数字ではないと考えている。「29 人以下」の事業所の 27%が「家庭ごみへ排出している」と回答している。ただ、どのくらいの事業所が家庭ごみへ流れているのか正確な件数を把握することはできていない。

(事務局)

家庭ごみ有料化の前に、指定袋を各世帯に配った。その際、「自宅には届いているが、店や事務所には来ていない」という問い合わせが結構あった。事業系ごみは家庭ごみに出してはいけないことをそもそも理解されていないケースである。これに対しては啓発を行った。その効果もあり、有料化の前後で、許可業者の契約件数は5%ほど伸びている。有料化を機に、家庭ごみと事業系ごみの収集・処理は異なることをある程度啓発できたと思われる。

事業系ごみ量も、家庭ごみ有料化直後は増えたが、有料化実施年度と前年度で比較すると減少している。家庭ごみとして排出されていた事業系ごみが本来の排出区分へ移行し、かつ、家庭ごみと事業系ごみを合わせたごみ排出量総体も減少していると言える。

(伊藤委員)

店舗付住宅のごみを家庭ごみと認定するのか、事業系ごみと認定するのか、認知の問題である。そこで生活しているのだから生ごみはどうしても出る。それらは家庭ごみとして出していると見られる。生ごみなど生活に伴ってでるごみを、商売しているのだから事業系ごみと見なすのは無理があるのではないか。

店舗付住宅のごみは家庭ごみに属するのか、事業系ごみに属するのかについては大らかに見ていただきたい。

(佐伯委員)

店舗付住宅については理解できるが、8万事業所対しての数字上の話をさせていただいた。

(小坂委員)

伊藤委員の意見は理解できるが、事業活動に伴って出るごみの方が家庭生活に伴って出るごみより、圧倒的に多い事業所もある。事業系ごみと思われるごみを家庭ごみ指定袋に入れて出している土産物屋など、たくさんある。

京都市から、その辺りの「棲み分け」を明確に出さないと、排出事業者側も判断できないと思われる。

(事務局)

店舗付住宅での家庭ごみと事業系ごみの区分について法律上は明確である。一般家庭のごみでも「1回の収集につき2袋まで」というお願いをしている。その程度に収まっていれば、店舗付住宅のごみも収集しているというのが運用面での実態である。ただ、店舗と住居が明らかに別の場合は事業系ごみとして排出することをお願いしている。店舗付住宅のごみ排出区分について今後どう整理していくのか、大きな課題と考えている。

(郡嶋委員)

先ほど高月部会長がおしゃった事業系ごみ発生量45万tというのは、事業系ごみから家庭ごみに流れているものを含んでいる数字ということか。

(事務局)

その通りである。

(高月部会長)

事業系ごみは 35 万 t と推計されている。古紙，びん，缶等資源化に流れている物も含めると 45 万 t 程度になると推計される。

（浅井委員）

大規模事業者でも，料金改定について周知が行き届いていない。現場でのトラブルを回避するために，許可業者の方々には料金改定の中身を説明していただけるようお願いしたい。行政は料金改定について周知をしているのか？

（事務局）

許可業者の顧客名簿に載っている事業者には，条例改正後，直ちに料金改定のパンフレットを送付した。

（浅井委員）

いつごろ送付されたのか？

（事務局）

約 1 年前である。

（浅井委員）

よく分かっていない事業者がかなりいると思われる。

（松本委員）

小さい事業者はもっと分かっていないだろう。

（事務局）

許可業者をお願いして，個別にパンフレットを渡して説明をする等，実施している最中である。

（酒井委員）

許可業者のうち，料金表を用意している業者は 39%に過ぎない。持ち込み手数料改定の話と関係するのだが，6割の許可業者が料金表を用意していない理由を教えて欲しい。4割の許可業者の料金表はだいたい標準的なものなのか，千差万別なのか？料金表の項目も異なっているのか？そうした実態を教えて欲しい。

（小坂委員）

許可業者の規模も大・中・小とあり、中には1社1人、トラック1台を1人で運転して収集している業者もある。かたや、営業マンを抱え、きちんと契約書を交わしている業者もある。1社1人のような業者で、料金体系ができていないところもある。産業廃棄物のマニフェストを扱っていても料金体系はないところもある。仕事を引き受ける際、1～2ヶ月ごみ量を検査し、例えば平均して1日1袋程度のごみ量だったらこのくらいの料金、という契約が多いと思われる。料金については重さではなくリットルで計算することが多い。

（酒井委員）

分別排出と結びつけた料金体系、つまり資源物とごみを分けて料金設定している許可業者はいるのか？

（小坂委員）

そういう料金体系を用意している許可業者もいる。

（酒井委員）

この辺の実態がわかるデータが欲しい。許可業者から提供してもらえるデータを提供してもらったほうがいいのではないか。

（高月部会長）

アンケート調査結果は色々な見方ができる。もう少しきめ細かく情報を集める必要がある。この調査だけでは十分な議論ができない。きめ細かな情報も集めて欲しい。合わせて他都市の状況も整理して欲しい。他に、議論のために必要な情報についてご意見は？

（浅井委員）

本日の日刊工業新聞に家庭ごみ資源化というテーマで、京都市の取り組みが載っている。これは家庭ごみでの取り組みであるが、事業系ごみの排出事業者にもこのシステムを適用するよう考えることも必要ではないか？家庭ごみと事業系ごみの垣根を外して、例えば生ごみなどで、家庭ごみと事業系ごみの両方のごみを受け入れるシステムにできないか？ごみの問題と合わせて地球温暖化の問題がある。家庭ごみと事業系ごみの両方に適用できるシステムとすることで、二酸化炭素排出削減にもつながるのではないか？ぜひ取り組んで欲しい。

（高月部会長）

日刊工業新聞の記事は、生ごみメタン化に関する内容である。

（事務局）

浅井委員のご意見に関して、事業系ごみの収集は、許可業者による収集、或いは持込ごみで対応できる。その後の処理については、民間で十分処理できるものは民間で処理していただく、生ごみなど民間で処理しきれないものについては京都市の施設が受け入れることを考慮するという考えである。京都市は事業系ごみを一切受け入れないということではない。

（浅井委員）

民間での処理余力に関わらず、家庭ごみと事業系ごみを合わせて処理したほうが二酸化炭素排出量削減になる場合がある。地球温暖化は重要な観点である。もう少し、視野を広げて判断して欲しい。

（事務局）

「中間まとめ」でも地球温暖化について触れている。最後のまとめでも、事業系ごみへの市の関与のあり方を記述したい。

（小坂委員）

その他プラスチック製容器包装についてもお願いしたい。

（松本委員）

事業系ごみへの指定袋制導入を、京都市に再三お願いしている。事業系ごみと家庭ごみを完全に分けられるように、ぜひ実施をご検討いただきたい。

（小坂委員）

指定袋制はメリットとデメリットがある。両方を十分に考慮してから結論を出すべきと思う。

（高月部会長）

松本委員のご意見も踏まえ、指定袋制については次回議論していきたい。他に、議論の参考になる資料等についてご意見・ご要望は？

（伊藤委員）

議論のまとめの段階でかなり問題が出てくると思われる。排出事業者がご

みを分別した時、その後の処理をどうするのか、最終的な処分方法をどうするのかについては、行政に考えていただかなくてはならない。そこを明確にしなくては、議論は先に進まない。

（高月部会長）

それについては、委員皆さんからの議論があると思われる。

（伊藤委員）

審議会で方向性を議論し、我々排出事業者は審議会での議論の中身に従った対応をしていくのか？それとも我々が主導し、許可業者に収集してもらい、京都市は受け皿を作るという形でいくのか？明確にして欲しい。さもないと、あと2回で結論を出すのは無理である。

（高月部会長）

事業系ごみの処理責任は誰にあるのかについて、もう一度議論する必要がある。行政が全て受け皿を作ってやっていくというのが正しい方向か？行政が全て受け皿を作ってしまえば、ある意味でスムーズにいくのは確かだが、それが循環型社会において正しい姿なのか？これは深めて欲しい議論のテーマである。

（伊藤委員）

合わせて、製造事業者が容器包装を回収する義務があることを明確にしないといけない。市条例で定めることも含めて検討が必要である。

（浅井委員）

事業系ごみのうち、有害性のあるものは主に製造現場で出てくる。それは製造事業者処理責任がある。ただ、ここで議論している事業系ごみは、一般家庭から出されるごみの質とほとんど同じである。そうした事業系一般廃棄物を家庭ごみから無理やり分けて収集・処理するのは、法律が自らの首を絞めて、やりにくいことを一生懸命にやっているような気がする。私が新聞記事を引き合いに出したのも、こういうことを言いたかったからだ。事業系一般廃棄物を市の施設で処理するようにすれば、スケールアップして処理コストも低下する。こういう柔軟なやり方を考えていく必要がある。工業会の会員は分別をしている。しかし、収集する際に一緒にたに持っていかれる。それは、その先どうなっているのかと工業会の環境委員会で質問されることがある。何がなんでも民間の施設でやるべきというのは硬直している。我々

は企業として住民税も払っている。もう少しフレキシブルなシステムを行政で考えて欲しい。

（高月部会長）

浅井委員のようなご意見もあることは認識している。そう簡単に結論が出ないテーマと思われる。徐々に議論を深めていきたい。他にご意見がなければ本日の審議は終了したい。事務局には次回、議論を深めるための資料を準備していただきたい。

（事務局）

活発なご意見，ありがとうございました。事業系ごみについては詳細な調査も実施しており，次回以降，提示していきたい。神戸市・広島市など他都市の状況についても，次回以降，提示していきたい。各主体の責務について，いろいろ議論していただきました。皆さんのご意見を踏まえながら，次回以降はもう少し論点を絞り込んだ形で議論していきたい。

Ⅲ 閉会

次回部会は3月下旬。